## 愛知県環境審議会水質部会(平成23年度第3回)会議録

- 1 日時
  - 平成23年11月1日(火)午後3時から4時30分まで
- 2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

- 3 出席者
- (1)委員(13名)

木村部会長、小嶋委員、那須委員、石附専門委員、井上専門委員、谷村専門委員、湯地専門委員、足立特別委員(代理:中部地方整備局企画部環境調整官) 荒川特別委員(代理:中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長) 甲斐特別委員(代理:中部運輸局交通環境部計画調整官) 木田特別委員(代理:第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課専門官) 三宅特別委員、森特別委員(代理:東海農政局農村計画部資源課環境保全官)

- (2)事務局(13名)
  - (愛知県環境部)渡邉技監
    - (環境政策課)鈴木主査
    - (水地盤環境課)杉本課長、大矢主幹、岩田主幹、戸澤課長補佐、石黒課長補佐、 鈴木主査、成瀬主任、中村技師、加納技師、野田技師
    - (環境調査センター)水野水圏部長
- 4 傍聴人等

傍聴人1名、報道関係者なし

- 5 議事
  - 会議録への署名は、那須委員、湯地専門委員が行うこととなった。
- (1)第7次水質総量削減について
  - ア 総量削減計画の策定 及び イ 総量規制基準の設定
    - ・ 事務局から、資料1-1、資料1-2及び資料1-3に基づき、意見の募集 結果の概要、総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)について説明があった。
    - < 資料 1 1、 資料 1 2 及び資料 1 3 に関する質疑応答 >
    - [ 井上委員 ] 資料 1 2 の 5 ページの 2 (5) ア (エ) に干潟・浅場とあるが、 浅場の定義はどのようなものか。
    - [事務局] 干潟は、干潮時に沿岸域に現れる砂や泥の溜まった場所を指す。浅場は、海面から日光が届く水深までの範囲を指すことが一般的であり、伊勢湾や三河湾に当てはめた場合、海面から水深約5mまでの範囲であると考えて

いる。

「木村部会長」浅場の定義や根拠は何か。

[事務局]環境省の総量削減基本方針には、干潟という文言はあるが、浅場という文言はない。近年、浅場も干潟と同様に生物多様性や水質浄化機能等が見受けられることから、その保全や再生について言われるようになってきた。 そのため、県の総量削減計画には盛り込んでいる。

浅場の定義については、文献などを参考に検討した結果、先ほど申したように、伊勢湾や三河湾では海岸から水深約5mまでの範囲となると考えられる。

- [谷村委員] 干潟・浅場の水質浄化機能が高いというが、砂浜も水質浄化機能が高いため、砂浜の造成についても推進していかなくてはならないと思う。要するに、資料1-2の5ページの2(5)アの(ウ)は今あるものを保全するということであり、(エ)はこれから水質改善機能を有するものを造成していく事業を推進するということだと思うが、(ウ)のみに記載されている砂浜はそのような事業ではないということになるのか。
- [事務局]委員がおっしゃられるように、砂浜も水質改善機能があり、造成事業を行っている。ただ、砂浜は干潟・浅場より生物量の多様性が若干少ないかと考えられる。造成事業については県の予算措置がされており、その事業名などとして干潟・浅場という文言を用いている。例えば、建設部局では「干潟造成」、農林水産部局では「干潟・浅場造成」といった表現が用いられており、水質浄化機能や生物多様性が高い海域環境を目指して、そういった施策を推進している。
- [谷村委員]砂浜についても、生物の多様性が少ないわけではない。伊勢湾・三河湾では少なくなってしまったが、砂浜が水質浄化機能を果たしてきたという歴史的経緯はある。砂浜造成の推進については難しい点もあるかとは思うが。
- [事務局] 実際には、砂浜の造成は干潟・浅場の造成という文言で表現される事業の中で行われている。干潟・浅場の造成は、河川改修や航路しゅんせつによって発生した砂を用いて造成を行っている。干潟と砂浜の違いは泥が多いか少ないかであり、干潟造成という表現の中に砂浜造成も一部含まれていると考えている。
- [ 小嶋委員 ] パブリックコメントで、シジミについても記述してほしいという意見があるが、対応案ではシジミについての意見は盛り込んでいない。「特に」ということで、アサリだけを取り上げ、シジミを取り上げないのはなぜか。海域に関することだけを計画に盛り込んでいるために、シジミについては記載しないということか。
- [事務局]計画案では、特にアサリを取り上げて記述しているが、シジミ、アサリ、ハマグリ等の二枚貝はすべて浄化機能を有している。愛知県の場合、アサリは生産量が多く、また、三河湾の特定の地域で採取されたアサリ稚貝を移植していることにより、水質浄化機能が特に高められているという特徴があると考えられるため、アサリについて特出しして記載した。

- [ 小嶋委員 ] 住民意見として、シジミについても記載してほしいとの意見であるが、あえて退けるということか。
- [事務局]水産資源の管理などによる水生生物の安定的な漁獲を推進するという 取組について、県が実施している取組は、アサリに関する取組がほとんどで あり、シジミやハマグリについては特に行っていないということもあり、計 画案ではアサリのみの記述にさせていただいた。
- [小嶋委員] この意見は、安定的な漁獲に資する取組として、河川における取組 も計画に入れてほしいということだと思う。
- [事務局]資料1-2の5ページの2(5)イでは、漁業活動による水質改善策として、まず、ノリ等の養殖の推進と水生生物の安定的な漁獲の推進という二つのことを記載している。後者の水生生物の安定的な漁獲の推進について、アサリ漁獲の安定化に資する取組の推進を特出しするという形の記述としている。

安定的な漁獲に資する取組については、アサリに関するものが大半であり、 シジミに関する取組は行っていないと聞いている。そのため、アサリのみを 記載している。

- [木村部会長]ここの記載については、海域について述べているため、シジミについては記載しなかったということか。
- [事務局]水産資源の管理による水生生物の漁獲の安定化に資する取組ということについて、シジミは、アサリのような安定漁獲に向けた取組を行っていないため、記載していない。アサリの安定的な漁獲に向けた取組は愛知県の特徴であり、積極的に行っているため、特にアサリについて記載したのであり、アサリ以外の二枚貝の水質浄化機能を否定しているわけではない。イの2行目の水生生物の安定的な漁獲の推進の中に、シジミも含まれている。
- [中部経済産業局]資料1-2の6ページにある2(5)オの「その他の対策」に記載されている「平成18年3月に策定した『あいち水循環再生基本構想』」について、策定後5年経つが、改定する予定はないのか。その改定が第7次総量削減計画の策定よりも早く行われた場合は、修正する必要があると思う。
- [事務局]「あいち水循環再生基本構想」の改定の予定はない。
- [石附委員]資料1-2の表1のCODの生活排水について、51トンだったものを45トンにするという削減目標量であるが、削減するにはどのような努力が必要になるか。
- [事務局]資料1-2の2ページ以降に、削減目標量の達成のための方途を記載している。2(1)に生活排水処理施設の整備等について記載されており、下水道の整備等や合併処理浄化槽の転換促進等、農業集落排水等の整備などを推進していくことが記載されている。このように、生活排水処理施設の整備を進めていくということがまず一つある。また、施設整備の他に、4ページの2(3)に記載した生活排水対策に関する県民運動の展開も、汚濁負荷量の削減に役立つと考えている。さらには、啓発活動として、5ページの2(4)に記載した県民や事業者に対する啓発や学校における啓発を行っていくことが汚濁負荷量の削減に役立つと考えている。そういった取組を総合的

に推進していくことにより汚濁負荷量の削減を図っていくこととしている。

- [石附委員]私が住んでいる地域に油ヶ淵という湖がある。過去には水質が全国 ワースト2位となるなど、なかなかきれいにならない。なかなかきれいにな らない理由として、安城市の下水道が100%整備されていないためと聞いた ことがある。アクション油ヶ淵等の啓発活動に取り組むのもよいとは思うが、 下水道整備がなされないと油ヶ淵はきれいにならないのではないかと思う。
- [事務局]油ヶ淵の水質改善対策は、県と油ヶ淵周辺4市で取り組んでいる。下水道は人口集中地域に整備されるものであり、その他の地域では合併処理浄化槽の普及による生活排水対策が行われている。下水道については行政の役割が大きいが、浄化槽については、個人が設置することから、県としては補助金を交付して支援していくこととしている。そのように、油ヶ淵周辺においても、この総量削減計画に基づき生活排水対策が推進されていくことになる。
- 事務局から部会報告案の説明があった。
- ・ 各委員から異議はなく、事務局が提示した案を部会報告とすることが決議 された。
- ・ 事務局から、資料1-4に基づき第7次総量削減計画等に関する今後のスケジュールについて説明があった。

## (2) その他

・ 事務局から、資料 2 に基づき水環境行政に関する最近の動向について説明があった。

## < 質疑応答 >

- [ 那須委員 ]今回の改正により、カドミウムの環境基準が強化された一方で、1,1-ジクロロエチレンの環境基準が緩和されたということだが、今回の基準見直しの根拠はどのようなものか。
- [事務局]カドミウムの環境基準の強化については、WHO合同委員会において、 従前の基準が緩いとの勧告があり、その結果、WHOの基準が強化されたこ とが背景にある。

また、1,2-ジクロロエチレンが地下水では環境基準が設定されており、河川等で設定されていないことについて、1,2-ジクロロエチレンは比較的早く空気中に放出され、空気中で数日から数十日で半減するという性質を持っており、地表水であれば心配される状況がそれほど継続しないため、公共用水域の環境基準には加えられなかったと推測される。

なお、1,1-ジクロロエチレンの環境基準の緩和に係る根拠については、国 の資料からは十分に確認することができなかった。

[ 那須委員 ]基準を変更する場合には、明確な根拠を示していただきたいと思う。 [ 事務局 ] 今後は、環境省に問い合せる等、情報収集して根拠を明確にしたいと 考えている。

- [木村部会長]環境基準等の変更について、今回の水質部会で説明していただい たが、今後、水質部会でどのような関わり方をしていく方針なのか。予定な どはあるのか。
- [事務局]来年度以降、環境調査については、現行計画どおり引き続き行っていくこととしている。排水基準等については、上乗せ条例を定める必要もないと考えている。今回はあくまで情報提供であり、水質部会で御審議いただくことは考えていない。
- [谷村委員]放射性物質の問題について、規制に関する権限が環境省へ移ることが話題になっている。今後、水環境における放射性物質について、この水質部会で議論していくことになるのか。
- [事務局]環境省に放射性物質に係る規制に関する権限が移行するが、現行の環境基本法の枠組に入るのか、まったく別の枠組となるのか、具体的なことは何も決まっていない。国の審議会では、少数意見だが、環境基本法の中に入れたらどうかという意見もあったが、具体的なことは何も決まっていない。環境基本法に入る場合には、適切に対応する。
- [湯地委員]カドミウムの環境基準値がおおよそ3分の1に見直しされたが、事業者へはどのような負担が生じるのか。また、現在0.003mg/Lを超える事例はあるのか。
- [事務局]現在のところ排水基準の強化が行われていないので、事業者に新たな 負担はない。現在、環境基準を超えている事例は、すべて自然由来や鉱山か らの排水によるものであり、工場排水等が原因である環境基準の超過事例は 見られていない。
- 事務局から今後の水質部会の予定について説明があった。